

【改訂】

感染者等が発生した場合や児童生徒等の出席等に関する対応や、臨時休業の実施の考え方、やむを得ず学校に登校できない児童生徒等への学習指導等について改訂しました。

3 文科初第 2700 号
令和 4 年 4 月 1 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事
附属学校を置く各国公立大学法人の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長 殿
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の長
厚生労働事務次官

文部科学事務次官
義 本 博 司

新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインの改訂について（通知）

これまで、新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営の在り方に関しては、令和 2 年 6 月 5 日に策定し、令和 3 年 2 月 19 日に改訂した新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン等においてお伝えしてきたところです。

新型コロナウイルス感染症については長期的な対応が求められることが見込まれるところ、この度、これまで文部科学省において周知等を行ってきた内容等を踏まえ、本ガイドラインを別添 1 のとおり改訂することとしましたので、お知らせします。

主な改訂箇所は、別紙のとおりとなります。

これらのことを、都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県知事におかれては所轄の学校法人に対して、国公立大学法人の長におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人理事長におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社に対して、厚生労働省事務次官におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知くださいますようお願いいたします。

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111（代表）

- 全体に関すること
初等中等教育局 初等中等教育企画課（内4678）
- 保健管理に関すること
初等中等教育局 健康教育・食育課（内2918、2976）
- 学習指導に関すること
初等中等教育局 教育課程課（内2367）
- ICTの活用に関すること
初等中等教育局 学校デジタルプロジェクトチーム（内2085）
- 心身の状況の把握、心のケア及び児童虐待対応に関すること
初等中等教育局 児童生徒課（内2905）
- 学校図書館に関すること
総合教育政策局 地域学習推進課（内3717）
- 学校給食に関すること
初等中等教育局 健康教育・食育課（内2694）
- 部活動に関すること
スポーツ庁 政策課（内3777）
文化庁 参事官（芸術文化担当）（内2832）
- 学校安全に関すること
総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課（内2966）
- 子供の居場所確保に係る財産処分手続に関すること
大臣官房 文教施設企画・防災部 施設助成課（内2464）
- 指導体制の確保に関すること
 - ・公立学校について 初等中等教育局 財務課（内2587）
 - ・私立学校について 高等教育局私学部 私学行政課（内2532）
 - ・国立学校について 総合教育政策局 教育人材政策課（内3498）
- 教職員の勤務、非常勤職員等の業務体制の確保に関すること
 - ・公立学校について 初等中等教育局 初等中等教育企画課（内2588）
 - ・私立学校について 高等教育局私学部 私学行政課（内2532）
 - ・国立学校について 総合教育政策局 教育人材政策課（内3498）
- 障害のある児童生徒等に関すること
初等中等教育局 特別支援教育課（内3193）
- 幼稚園に関すること
初等中等教育局 幼児教育課（内3136）
- 専修学校に関すること
総合教育政策局 生涯学習推進課（内2939）
- 私立学校に関すること
高等教育局私学部 私学行政課（内2532）
- 国立大学附属学校に関すること
総合教育政策局 教育人材政策課（内3498）
- 公立大学附属学校に関すること
高等教育局 大学振興課（内3370）

新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン
主な改訂内容について

- 「2 学校における感染症対策の考え方」において、希望する教職員、児童生徒等に対する新型コロナワクチン接種に係る体制整備に関する記載を明記。
(ワクチン接種の本格化に伴う追記)
- これまで、新型コロナウイルスに関する対応として文部科学省において周知等を行ってきた内容等を踏まえ、記載の整理・追記等を実施。
 - ・ 「3 感染者等が発生した場合や児童生徒等の出席等に関する対応」において、濃厚接触者に特定されない場合であっても、出席停止の措置をとるべき場合等に関する記載を明記。
 - ・ 「4 臨時休業の実施の考え方」において、授業を行う教員が出勤できない状況に おいては、主幹教諭や教頭が授業を行う等の工夫をとりつつ、特に、感染等により校内の教員で授業を行うことが困難な場合は、教育委員会と連携し一時的に必要な教員を確保することも考えられること等を明記。
 - ・ 「5 学習指導」において、やむを得ず学校に登校できない児童生徒が自宅等で行った学習の取扱いや指導要録上の取扱いについて留意すべき事項等を明記。

新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン (令和4年4月1日時点)

1 基本的考え方

(1) 趣旨

新型コロナウイルス感染症については長期的な対応が求められることが見込まれるところであるが、こうした中でも持続的に児童生徒等の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染およびその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく必要がある。

本ガイドラインは、そのための学校運営の指針を示すものである。

(2) ガイドラインの対象及び対象期間

本ガイドラインの対象は、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び専修学校高等課程とする。

本ガイドラインの対象期間は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第15条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されている期間とする。

2 学校における感染症対策の考え方

(1) 基本的な感染症対策

学校においては、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密（密閉・密集・密接）」を徹底的に避ける、身体的距離を確保するといった感染症対策を徹底することが必要である。

学校における新型コロナウイルス感染症への対応を検討する上では、新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言や地域における児童生徒等の感染状況等を踏まえ、感染状況の段階に応じて行うことが適切である。

(2) 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種について

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）は、新型コロナウイルス感染症の発症を予防するなどの効果が期待されており、希望する教職員や児童生徒等が接種を受けることができるよう、環境整備に努める。

3 感染者等が発生した場合や児童生徒等の出席等に関する対応

(1) 衛生主管部局との連携

児童生徒等及び教職員の感染が判明した場合に、保健所等による積極的疫学調査等が実施される学校においては、衛生主管部局と連携し、感染者の行動履歴把握や

濃厚接触者の特定等のための調査に協力する。

(2) 出席停止等の取扱い

①出席停止の措置を取るべき場合

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定に基づく出席停止の措置を取る。また、濃厚接触者に特定されない場合であっても、学校で感染者と接触（感染者の感染可能期間の接触）があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした者等は出席停止の措置を取る。

これに加えて、新型コロナウイルス感染症への対応として、児童生徒等に発熱や咳等の症状がみられるときにも、同条に基づく出席停止の措置を取ることができる。感染がまん延している地域においては、同居の家族に未診断の発熱等の症状がみられるときにも、出席停止の措置を取ることができる。（教職員の取扱いについては6（1）を参照）

なお、出席停止の指示等を行った場合においては、当該児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、5（1）に記載の必要な措置を講じること等にも配慮する。

②上記のほかに「欠席」の扱いとしない場合

保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等については、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないなどの柔軟な取扱いも可能である（幼稚園等については、備考欄等にその旨を記載）。その判断に当たっては、特に小中学生は就学義務も踏まえ、児童生徒の学びが保障されるよう配慮することが重要である。

また、医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等については（3）を参照する。

なお、海外から帰国・再入国した児童生徒等については、政府の水際対策の取組として一定期間自宅等での待機の要請の対象となっている者は、当該待機の期間を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させて構わない。

(3) 医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等

医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下「医療的ケア児」という。）や基礎疾患等がある児童生徒等については、主治医の見解を保護者に確認の上、登校の判断をする。登校すべきでない判断した場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。また、指導要録上も「欠席

日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う（幼稚園等については、備考欄等にその旨を記載）。

併せて、医療的ケア児の登校に当たっては、事前に受入れ体制などを学校医等に相談する。

このほか、特別支援学校等における障害のある児童生徒等については、指導の際に接触が避けられなかったり、多くの児童生徒等がスクールバス等で一斉に登校したりすることもあることから、こうした事情や、児童生徒等の障害の種類や程度等を踏まえ、適切に対応する。

4 臨時休業の実施の考え方

(1) 児童生徒等や教職員の感染が確認された場合

児童生徒等や教職員の感染が確認された場合、校長が、感染者及び濃厚接触者を出席停止とする（教職員の場合には出勤させない扱いとする）が、これにとどまらず、学校の全部または一部の臨時休業を行う必要があるかどうかについては、設置者が、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて判断する。臨時休業を行う場合には、児童生徒等の学びの保障の観点等に留意しつつ、まずは感染者が所属する学級の閉鎖を検討するなど、必要な範囲、期間において機動的に対応を行う。

(2) 地域の感染状況を踏まえた対応

①学校教育活動の継続

地域の感染状況により、警戒度を上げなければならない場合であっても、地域一斉の臨時休業については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響、幼児児童の保護者の就労への影響等の観点からも、慎重に検討する必要がある。

学校の臨時休業を検討する場合にも、学校全体の臨時休業とする前に、児童生徒等の発達段階等を踏まえ、例えば時差登校や分散登校（児童生徒等を複数のグループに分けた上でそれぞれが限られた時間、日において登校する方法。以下同じ。）、オンライン学習等の可能性を積極的に検討し、学びの継続に取り組むべきである。

このほか、教職員間で感染が拡大しており、授業を行う教員が出勤できない状況においては、児童生徒の学びの継続の観点から、主幹教諭や教頭が授業を行う等の工夫をとりつつ、特に、感染等により校内の教員で授業を行うことが困難な場合には、教育委員会と連携し、一時的に必要な教員を確保することも考えられる。

②緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域等

緊急事態宣言が出された場合において、特措法第 45 条第 2 項に基づき都道府県知事より学校の施設の使用の制限又は停止等の要請を行ったり、同法第 24 条第 7 項や第 36 条第 6 項等に基づき、都道府県知事や市町村長が教育委員会に対し、必要な措置を講ずることの要請を行ったりする場合があります。いずれの場合であっても、学校の設置者は、児童生徒等の生活圏におけるまん延状況を把握し、児童生徒等の

学びの保障も考慮しつつ、①も踏まえ、教育委員会にあっては首長と十分相談を行い、臨時休業の必要性について判断する。

(3) 臨時休業を行う場合の留意点

学校内で感染が広がったことを受けて臨時休業を行う場合や、地域の感染状況に併せて臨時休業を行う場合にも、以下の点に留意すべきである。

①学校教育活動の継続

臨時休業を行う場合には、児童生徒の学習に著しい遅れが生じることのないよう、5(1)に記載の必要な措置等を講じる。

また、臨時休業が長期化する場合には、緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域も含め、地域の感染状況に応じ、任意の登校日を設ける方法のほか、児童生徒等の発達段階等を踏まえ、例えば時差登校や分散登校、オンライン学習等の可能性を積極的に検討し、感染リスクを可能な限り低減しつつ、学校教育活動を継続することが重要である。

分散登校については、時間帯又は日によって登校の対象とする学年又は学級を順次変える方法や、学級を複数のグループに分けた上で、登校の対象とするグループを順次変える方法等により工夫することが考えられる。

また、臨時休業等を行う場合であっても、特に配慮を要する児童生徒など一部の者については登校させる対応、進路の指導の配慮が必要な最終学年や教師による対面での学習支援が特に求められる小学校第1学年など特定の学年のみ登校させる方法、同一の学校設置者においても社会経済的事情その他の学校・地域の特性を踏まえて個別の対応を行う方法等の工夫について検討する。

②児童生徒等の心身の状況の把握

学校の全部を休業とする場合、学級担任等を中心として、電話等を通じ、臨時休業に伴い自宅で過ごす児童生徒等及びその保護者との連絡を密にし、臨時休業期間中において必ず定期的に児童生徒等の心身の健康状態を把握する。その際、保護者だけでなく、児童生徒等本人とも直接電話等で会話するなどして、児童生徒等の状況を的確に把握する。また、様々な悩みやストレス等に関し、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援（児童生徒の発達段階等に応じて電話による相談を含む。）を行うとともに、相談窓口（「24時間子供SOSダイヤル」や各自自治体において開設している相談窓口等）を適宜周知したり、設置したりするなど、児童生徒等の心のケア等に配慮する。特に、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象の児童生徒等に関しては、在宅時間が大幅に増加することに伴う児童虐待のリスクも踏まえ、電話等で定期的に児童生徒等の状況を把握すること。加えて、スクールソーシャルワーカー等を活用するなどして児童相談所等の関係機関と緊密に連携し、必要な支援を行う。

臨時休業期間中や分散登校期間中であっても、児童生徒等の状況等から、対面で

の指導（児童生徒等の心身の状況の把握や心のケアを含む。）等の必要性が高いと考えられる場合には、感染症対策を徹底した上で、短時間の最小限度の範囲で行うことも考えられる。

①にも記載しているとおり、地域の感染状況に応じ、登校日を適切に設定することも考えられるが、登校日以外の日においても、体調面にも配慮した上で、虐待のリスクなど特に配慮を要する児童生徒等一部の者については登校させたりするなど、きめ細かな対応のための工夫を行う。

③子供の居場所の確保

学校の臨時休業を行う場合には、保護者が休暇を取得するなどの協力が必要となるが、子供の居場所確保に向けた取組を行うかどうかについては、当該学校を臨時休業とした趣旨を踏まえ、児童生徒等の間での感染拡大リスクを考慮し、慎重に判断する必要がある。特に、4（2）②における学校の臨時休業が行われる場合にあっては、要請の趣旨を踏まえつつ、保護者が医療従事者である場合等について、都道府県の首長部局等と十分に相談の上、居場所の確保について検討することが望ましい。

また、学校の一部を休業とする場合においても、分散登校に伴い、登校する児童生徒等の兄弟姉妹である幼児や低学年の児童が自宅で一人になる場合が生じることとも考えられるところであり、担当部局と相談し、地域全体としての子供の居場所づくりに配慮する必要がある。

その上で、子供の居場所確保に向けた人的体制の確保や学校の教室等の活用等を実施する場合には、一斉臨時休業期間中の対応として示した「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について（依頼）」（令和2年3月2日付け文部科学省初等中等教育局長ほか連名通知）の例を参照した対応を行う。その際、以下の点には特に留意する。

・学校の教室等の活用

学校の臨時休業に伴い、放課後児童クラブ、放課後等デイサービスにおいて通常時より利用児童のニーズが高まることが考えられるため、密集性を回避し感染を防止すること等から、一定のスペースを確保することが必要である。

このため、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、国庫補助を受けて整備した学校施設の一時使用であれば財産処分には該当せず、手続は不要であり、積極的に施設の活用を推進する。

また、放課後等デイサービスについても、学校の臨時休業期間においては、放課後等デイサービス事業所が学校施設を活用してサービスを提供した場合でも報酬を請求することを認めるので、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、積極的に施設の活用を推進する。

- ・給食提供機能の活用

子供の居場所確保に当たり、児童生徒等に対して学校給食の調理場や調理員を活用して昼食を提供することも工夫の一つと考えられ、地域の実情やニーズに応じて対応を判断する。

- ・幼稚園を臨時休業する場合の預かり保育等の提供

幼稚園の臨時休業を行う場合には、幼稚園は一人で家にいることができない年齢の幼児が利用していることを踏まえ、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上での預かり保育の提供を縮小して実施すること等を通じて、必要な者に保育が提供されないということがないように、居場所の確保に向けた取組を検討する。特に、子ども・子育て支援新制度や幼児教育・保育の無償化において保育の必要性の認定を受けている幼児であって、保護者が医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者である場合や、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子供の保育が必要な場合等については積極的な対応を検討する。

また、これらの居場所確保の取組に当たって昼食を提供することも工夫の一つと考えられるため、地域の実情やニーズに応じて対応を判断する。

④非常勤職員等の業務体制の確保

学校の臨時休業においては、各地域や学校の実情に応じ、非常勤職員を含む職員全体の働く場の確保を図るとともに、組織全体としての業務体制の確保に万全を期す。具体的には、授業がない場合であっても、非常勤講師の場合は授業準備や児童生徒の自宅等における学習の支援、学校用務員の場合は学校施設の修繕、給食調理員の場合は給食調理場等の清掃、消毒、寄宿舎の職員の場合は寄宿舎の清掃や消毒、寄宿舎運営に係る検討等の業務、特別支援教育支援員の場合は教材準備の補助の業務等、外国語指導助手（ALT）の場合には授業準備の補助や児童生徒の家庭学習の支援等を行うことが考えられ、補助金事業により配置される職員等を含め、他の職員についても臨時休業期間中も何らかの業務に携わることが可能であると想定されることとあり、各教育委員会等において、当該非常勤職員についてはその任用形態や学校の運営状況等を、補助金事業により配置される職員についてはその補助目的を踏まえながら、適切に対応する。

なお、基本的には上記の通り類似の業務を行うことにより対応することが考えられるが、これが困難である場合には、例えば、本人の同意を得て業務内容を変更して新たな業務を行わせることなど、適切に対応することが考えられる。

また、やむなく職員を休業させる場合、休業手当の支給の判断を適切に行う。

⑤分散登校日を設定する場合の出欠の取扱い等

- ・学校の全部を休業とする場合

学校の全部を休業とした上で任意の登校日を設定する場合は、指導要録上の「授業日数」（幼稚園等については教育日数。以下同じ。）には含まないものとして取り

扱う。

- ・学校の一部を休業とする場合

学校の一部を休業とした上で授業日としての登校日を設定する場合，児童生徒の出欠の取扱いについては，「小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成31年3月29日初等中等教育局長通知）別紙等における考え方を踏まえ，以下のとおりとなる。

- 学年の全部を休業とした日数は授業日数には含めない。
- 学年の一部を休業とした日数は授業日数に含まれ，授業のある児童生徒については出欠を記録するとともに，授業のない児童生徒については「出席停止・忌引等の日数」として記録する（幼稚園等については，備考欄等にその旨を記載）。

なお，出欠を記録する際には，本ガイドライン3（2）及び（3）に示したとおり，やむを得ず学校に登校できない児童生徒等への必要な配慮を行う。

5 学習指導等

（1）学習指導

- ①やむを得ず学校に登校できない児童生徒等への ICT 等の活用による学習指導等

- ・基本的な考え方

臨時休業や出席停止等により，やむを得ず学校に登校できない児童生徒等に対しては，学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに，規則正しい生活習慣を維持し，学校と児童生徒等との関係を継続することが重要である。

このため，感染の状況に応じて，地域や学校，児童生徒の実情等を踏まえながら，学校において必要な措置を講じることが求められる。特に，一定の期間児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには，ICT 端末を自宅等に持ち帰り，オンラインによる朝の会や健康観察で会話する機会を確保したり，ICT 端末に学習課題等を配信することで自宅学習を促進したり，同時双方向型のウェブ会議システムを活用して，教師と自宅等をつないだ学習指導等を行ったりするなど，登校できなくても学校と自宅等をつなぐ手段を確保し，児童生徒の住んでいる地域によって差が生じることがないように，児童生徒とコミュニケーションを絶やさず学びを止めないようにする取組を行うことが重要である。

なお，ICT 端末を活用した学習指導を行うに当たっては，「GIGA スクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用等について（通知）」（令和3年3月12日付け2文科初第1962号初等中等教育局長通知）を参照されたい。

- ・学習指導を実施する際の留意事項等

学習指導を行う際には，指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習状況の把握を行うことが重要である。具体的には，感染の状況に応じて，地域や学校，児童生徒の実情等を踏まえながら，主たる教材である教科書に基づいて指導するととも

に、教科書と併用できる教材等（例えばデジタル又はアナログの教材、オンデマンド動画、テレビ放送等）を組み合わせたり、ICT環境を活用したりして指導することが重要である。その際、学習者用デジタル教科書やデジタル教材等を用いたり、それらを組み合わせたりして指導することも考えられる。また、登校日の設定や家庭訪問の実施、電話や電子メールの活用等を通じて学習の状況や成果をきめ細かく把握することが重要である。

さらに、課題を配信する際には児童生徒の発達の段階や学習の状況を踏まえ、適切な内容や量となるよう留意する。その際、「新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について」（令和2年4月21日付け文部科学省初等中等教育局長通知）別紙の「学習計画表」等も参考に計画性を持った自宅等での学習が行われるよう工夫を講じる。また、文部科学省においても、児童生徒の自宅等における学習の支援方策の一つとして、それに資する教材等を「子供の学び応援サイト」に随時掲載しており、本サイトを活用することも考えられる。

家庭の事情等により特に配慮を要する児童生徒に対しては、ICT環境の整備のため特段の配慮措置を講じたり、地域における学習支援の取組の利用を促したり、特別に登校させたりするなどの対応をとることが必要である。

特別支援学校等においては、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、学校の臨時休業等の状況等を十分踏まえ、個別の指導計画等の精査や見直しを行う。加えて、自宅等における学習内容の提示や教材等の提供に当たっては、児童生徒や必要に応じて協力を求める保護者等にとって実施しやすい方法や留意すべき点等も合わせて分かりやすく示すこと等に配慮する。

幼稚園については、各園が行うことができる活動はどういった内容や形態があるか、教育のほか家庭及び地域における教育の支援も含め、各園における幼児や家庭及び地域の状況を踏まえて検討する。その際、「子供の学び応援サイト」に掲載した「新型コロナウイルス感染症への対応のための幼稚園等の取組事例集」も参考としつつ、家庭で過ごす幼児の教育支援や保護者支援等に取り組む。

（参考）子供の学び応援サイト

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm

また、ICTを活用した自宅等における学習に係る低所得世帯への通信費の支援については、就学援助（要保護児童生徒援助費補助金）、特別支援教育就学奨励費（要保護世帯）及び高校生等奨学給付金において、通信費相当額を支援しており、これらの支援制度等を周知し、活用を促すことが必要である。

さらに、ICTを活用した遠隔授業における著作物利用に係る著作権等の取扱いについては、平成30年著作権法改正による「授業目的公衆送信補償金制度」によって、教育機関の設置者が指定管理団体に補償金を支払うことで、授業の過程において必要な限度で、原則として著作権者等の許諾を得ることなく様々な著作物の利用が可能となっている。（なお、補償金額について、詳しくは指定管理団体「一般社団法人

授業目的公衆送信補償金等管理協会（サートラス）」の下記ウェブページに掲載の授業目的公衆送信補償金規程を参照されたい。）

（参考）サートラス 認可関係資料 <https://sartras.or.jp/ninka/>

・ やむを得ず学校に登校できない児童生徒が自宅等で行った学習の取扱い

新型コロナウイルス感染症を含む感染症や災害の発生等の非常時に臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対して、指導計画等を踏まえながら、教師による学習指導を行う際には、日々その状況を適宜把握し、児童生徒の学習の改善や教師の指導改善に生かすことが重要である。また、学習の状況や成果は学校における学習評価に反映することができる。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症や災害の発生等の非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対して行われた教師による学習指導が以下の要件を満たしており、児童生徒の学習状況及び成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再度指導する必要がないものと校長が判断したときには、当該内容を再度学校における対面指導で取り扱わないこととすることができる。

<要件>

- 教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること。
- 教師が児童生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であること。

この場合、学級全体の学習状況及び成果に鑑み再度授業において取り扱わないこととする場合であって、一部の児童生徒への学習内容の定着が不十分である場合には、別途、個別に補習を実施するなどの必要な措置を講じる必要がある。

・ 指導要録上の取扱い

新型コロナウイルス感染症を含む感染症や災害の発生等の非常時に臨時休業や出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒について、以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記として、「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」（令和3年2月19日付け2文科初第1733号文部科学省初等中等教育局長通知）に従い、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について学年ごとに作成する。

- 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
- 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び児童生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）

その際、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における指導要録の「出欠の記録」における記載事項の取扱いについて」（令和3年10月1日付け3文科初第1152号文部科学省初等中等教育局長通知）等に従い、オンラインを活用した特例の授業の参加日数を指導要録の「出欠の記録」の「備考」に転記する。

②登校再開後の対応

児童生徒が学校に登校することができるようになった時点で、臨時休業等の間の学習内容の定着を確認した上で、児童生徒の状況を踏まえ、可能な限り、教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習等の措置を講じる。

また、必要に応じて、例えば1コマを40分や45分に短くしたうえでの一日当たりの授業コマ数の増加等の時間割編成の工夫や長期休業期間の見直し、土曜日の活用、学校行事の重点化や準備時間の縮減等の様々な工夫により、学校における指導を充実させることが考えられる。

その際には、児童生徒や教職員の負担軽減にも配慮する。なお、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等により、学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回ったことのみをもって、学校教育法施行規則に反するものとはされないとされている。また、高等学校及び特別支援学校高等部において、非常時に臨時休業等を行い、学習指導要領に定める標準（35単位時間の授業を1単位として計算）を踏まえて編成した教育課程の単位時間数を下回った場合であっても、弾力的に対処し、単位の修得の認定を行うことができる。

新型コロナウイルス感染症の影響により、上記のとおり各種の取組を行い学校における指導を充実したとしても、なお年度当初予定していた内容の指導を当該年度中に終わることが困難である場合の特例的な対応として、学習指導要領に定める内容が効果的に指導できるよう、個人でも実施可能な学習活動の一部をICT等を活用して授業以外の場において行うことなどにより、学校の授業において行う学習活動を、教師と児童生徒の関わり合いや児童生徒同士の関わり合いが特に重要な学習への動機付けや協働学習、学校でしか実施できない実習等に重点化することが考えられる。

なお、幼稚園については、臨時休業中の幼児の家庭での生活の状況等も踏まえながら、幼児が発達に必要な体験を得られるよう活動を工夫する必要がある。その際には、「子供の学び応援サイト」に掲載した「幼稚園等再開後の取組事例集」を必要に応じて参考とされたい。

(参考) 子供の学び応援サイト「幼児教育について」ページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00456.html

③各学年の修了及び卒業の認定等

臨時休業等に伴い、やむを得ず学校に登校できない状況にある児童生徒等については、各学年の課程の修了又は卒業の認定に当たっては、弾力的に対処し、その進

級，進学等に不利益が生じないよう配慮する。

(2) 学校図書館の活用

学校図書館については，感染症対策を徹底した上で，時間帯を決めるなどして貸出等を行うことが望ましいことのほか，特に分散登校をする場合において時間帯により登校する児童生徒が変わる場合，学校図書館を児童生徒の自習スペースとして活用することも考えられる。

(3) 学校給食の実施

「学校給食衛生管理基準」に基づく調理作業や配食を行うなど衛生管理を徹底すること，食事前後の手洗いを徹底することのほか，会食に当たっては飛沫を飛ばさないよう，机を向かい合わせにしない，または会話を控えるなどの対応を行う。

臨時休業に伴い学校給食を休止する際には，関係事業者等と十分協議を行うなど，関係者の理解と協力を得られるよう留意する。

(4) 部活動

部活動の実施に当たっては，生徒の健康・安全を第一に考慮して，地域の感染状況に応じて実施内容や方法を工夫する。

なお，学校の全部を休業とする場合は，部活動は自粛する。

(5) 指導体制の確保

学級を2つのグループに分けて指導を行う場合や土曜日に授業を行う場合には，学校における対面指導の時間に加え，自宅等における学習の支援への対応や給食時の対応，登下校の安全管理など，通常時とは異なる業務の発生も考慮した人的体制を確保する必要がある。このため，教職員の役割等の校務分掌の見直し，勤務日や勤務時間の適切な割振りを行うとともに，学習指導員や教員業務支援員の活用等を行うことにより，教職員の勤務負担が過重とならないよう十分に留意しつつ，きめ細かな指導及び身体的距離を確保するための指導体制の確保を図る。

6 その他

(1) 教職員の勤務

公立学校の教職員については，教職員本人が罹患した場合には病気休暇等を取得させることや，発熱や咳等の症状により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には特別休暇等を取得させること，教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には在宅勤務や職務専念義務の免除により学校へ出勤させないようにすることなど，各地方公共団体の条例等にとり教職員の勤務について引き続き適切な取扱いを行う。また，教職員が学校へ出勤しない場合においては，在宅勤務や職務専念義務の免除等の措置の趣旨

を踏まえる。

また、週休日である土曜日に登校日を設けたり授業を行ったりする場合には、教職員の勤務日及び勤務時間について、各地方公共団体の条例等にのっとり、適切に振替を行う。

なお、学校の全部又は一部を休業する場合においては、教職員において、在宅勤務や時差出勤のほか、管理職を含む学校の教職員がローテーションで出勤するなどの自身の健康にも配慮する勤務形態の工夫を可能な範囲内で行いつつも、児童生徒等の学習指導や児童生徒等の心のケア等を家庭任せにすることなく、必要な業務を確実に継続することが求められる。

併せて、学校現場で感染症対策や心のケア等を最前線で支える教職員の精神面の負担にも鑑み、学校の管理職や設置者等は、教職員のメンタルヘルスにも十分配慮する。

(2) 授業料等や修学支援等の取扱い

臨時休業期間中の学校における授業料等納付金の取扱いについては、学校の設置者の権限と責任において適切に定め、運用すべきものであるが、学校の教育活動に必要な費用を総合して定められているものであり、また、一時的に通学できない期間が生じたとしても、学びの保障のために学校による教育に関する様々な役務の提供に取り組まれていることを踏まえれば、必ずしも授業料の返還が生じるものではないと考えられる。

この際、就学援助等については、その認定及び学用品費等の支給について、申請期間の延長等、可能な限り柔軟な対応を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変し年度の途中において認定を必要とする者について、速やかな認定と必要な援助を行う。

公立高等学校及び特別支援学校等において、新型コロナウイルス感染症の影響等により、児童生徒等の学資を負担している者の状況が変化し、入学料、授業料等の学納金の納付が困難な者に対して、各教育委員会においては、各地方公共団体における入学料等の免除、減額及び猶予に関する制度等も踏まえて配慮する。また、私立学校においても、都道府県私立学校主管部課において、各私立学校における学納金の免除、減額及び猶予等の柔軟な対応が行われるよう各私立学校を設置する学校法人に対して周知いただきたい。また、私立学校の行う学納金の減免に対し、適切な支援を行うことが望まれる。

高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金については、各学校や高校生等の状況に応じ、申請期間の延長や申請期限の複数回設定など生徒等に配慮した柔軟な対応を行う。高等学校等就学支援金については、新型コロナウイルス感染症の影響により、生徒・保護者等からの書類提出が遅れる場合には、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）第 6 条第 3 項の「やむを得ない理由」に該当するものとして取り扱って差し支えなく、また、高校生等奨学給付金などその他の高校生等への修学支援についても同様に取り扱って差し支えない（その他の

高校生等への修学支援については、当該年度に支出可能なものに限る。）。

また、新型コロナウイルス感染症の影響等により年度の途中において家計急変した高校生等に対し、公立高等学校等に在学する高校生等については、文部科学省が実施する高等学校等修学支援事業費補助金（家計急変世帯への支援）、私立高等学校等に在学する高校生等については、同じく私立高等学校等経常費助成費補助金も活用し、授業料減免措置等の必要な支援を行うとともに、高校生等奨学給付金については、令和2年度から家計急変世帯への支援の実施及び一部給付の早期化を可能としたところであり、積極的に活用いただきたい。こうした高校生等に対する修学支援について、各制度の内容や問合せ先を改めて生徒・保護者等に周知するなど、生徒・保護者等の相談に対して丁寧な対応を行う。

各自治体において実施している奨学金を必要とする高校生等に対しては、可能な限り速やかに弾力的な対応を行う。

年度途中において所得が減少する世帯については申請のあった者から随時審査を行うなど、可能な限り早期に支給や減免等を行っていただきたい。

更に、卒業年次の高校生等については、次年度の進路決定にあたり、経済的理由により修学を断念することがないように、高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金及び授業料等減免）、日本学生支援機構の貸与型奨学金（無利子・有利子）等、大学等への進学に際して利用できる経済的支援施策についても周知を行う。

なお、スクールバス代、空調費、寮費など対価性の強い納付金の使途となる費用が臨時休業に伴って縮減される場合には、実際の費用の発生状況を踏まえつつ、例えば、月毎、四半期・学期毎の事前納付の場合には、登校再開後の徴収金額の中で調整することや、年間費用の事前納付の場合には、登校再開後の適切な時期に不用額を返還することなどが考えられる。

（3）児童生徒等の心身の状況の把握、心のケア等

新型コロナウイルス感染症に起因するストレス、いじめ、偏見等に関し、相談窓口（「24時間子供SOSダイヤル」や各自治体において開設している相談窓口等）を適宜周知するとともに、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察やストレスチェック等により、児童生徒等の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面からの支援など、管理職のリーダーシップのもと、関係教職員がチームとして組織的に対応する。

（4）感染者等に対する偏見や差別への対応

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持に当たる方とその家族、新型コロナワクチンの接種を受けていない人あるいは受けた人等であることによって偏見や差別につながるような行為が行われることは、断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このような偏見や

差別が生じないようにする。

(5) 学校安全の確保

①熱中症事故の防止について

児童生徒の学習の遅れを補うため、夏季休業期間を短縮したり、夏季休業期間中に登校日を設けたりする自治体や学校も考えられることから、その際の児童生徒等の健康確保に向けた取組に一層留意する必要がある。このため、適切な水分補給や処置を行うことができる環境の整備や、空調設備等の整備状況や気象状況等にも留意した休業日等の取扱いについて万全を期す。

②登下校時の安全確保について

児童生徒の登下校時の安全確保については、各学校において、児童生徒に対して交通安全や防犯の観点も踏まえた安全指導を行うことや、地域と連携した見守り活動の実施等に取り組むことが重要である。

特に、感染症対策のため分散登校が実施される場合には、児童生徒が通学路を一人で登下校するといったことも想定されるので、安全確保については特段の注意をする必要がある。

また、登下校時の安全確保については、教育委員会・学校と警察や自治体の交通安全担当部署、PTAや保護者、地域のボランティア等との連携が重要であり、スクールガード・リーダーなどの見守りの専門家も活用することが考えられる。その際、特に通学に不慣れな小学校第1学年の通学中の安全確保については十分に注意する。

(6) 放課後児童クラブ等における学校の教室等の活用等

放課後児童クラブ等においては、密集性を回避し感染を防止する観点等から、一定のスペースを確保することが必要であることから、教育委員会と福祉部局が積極的に連携を図り、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合には積極的に学校施設の活用を推進する。

(7) 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル等

このガイドラインに示すもののほか、新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営の詳細については、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルその他の方法により別途示す。

令和4年3月16日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」が3月18日及び22日に一部改正されましたので、3月17日付け当課事務連絡「オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施に伴う学校に関する対応について」を更新してお送りします。更新箇所は太字破線で示しています。

事務連絡
令和4年3月25日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施に伴う学校に関する対応について（更新）

新型コロナウイルス感染症対策に関して、令和4年3月16日付けで、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より、別紙のとおり事務連絡「B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」が発出されました。これにより、保健所等が実施する濃厚接触者の特定や行動制限を含めた積極的疫学調査については、オミクロン株の特徴を踏まえ、感染状況など地域の実情に応じて、感染するリスクの高い同一世帯内や、重症化リスクの高い方が入院・入所している医療機関や高齢者施設等を対象に集中的に実施することとされています。

具体的には、別紙事務連絡1（2）のとおり、事業所等で感染者が発生した場合については、保健所等による一律の積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限は求められない一方、別紙事務連絡1（4）のとおり、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校及び放課後児童クラブで感染者が発生した場合については、「濃厚接触者の特定・行動制限については、都道府県又は保健所設置市の保健衛生部局と市町村の児童福祉部局等、都道府県及び市町村の教育委員会又は都道府県私立学校主管部局（以下単に「児童福祉部局等」という。）が連携して、上記（2）又は（3）の取扱を参考に、自治体毎にあらかじめ感染者が発生した場合の積極的疫学調査の実施や濃厚接触者の特定に関する方針を決定しておくことが望ましい。その際、未就学児と小学生でマスク着用等の基本的な感染防止対策の実施に差異が生じることもあるため、当該感染防止対策の水準に応じて、それぞれ方針を決定することも考えられる」などと

されています。

学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）における新型コロナウイルス感染症対策については、令和3年12月10日付け事務連絡で「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（以下「学校衛生管理マニュアル」という。）を示しているところですが、以上のことを踏まえ、オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施に伴う学校に関する対応について下記のとおり留意すべき事項をまとめましたので、参考としてください。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して本件を周知されるようお願いいたします。

記

1. 地域の自治体における濃厚接触者の特定等の取扱いの確認

オミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施に伴い、オミクロン株が主流の間は、中学校や高等学校等で感染者が発生した場合については、別紙事務連絡1（2）の事業所等で感染者が発生した場合にあるとおり、保健所等による積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限は求められない一方、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校及び特別支援学校等で感染者が発生した場合については、別紙事務連絡1（4）にあるとおり、小学校就学前段階と小学校において講じられる基本的な感染防止対策の実施の差異等に応じて、自治体毎に感染者が発生した場合の積極的疫学調査の実施や濃厚接触者の特定に関する方針が決定されることが想定される。

一方で、感染者数が低水準である等保健所による対応が可能な自治体については、引き続き幅広く積極的疫学調査の実施及び濃厚接触者の特定を行うことも妨げられないとされている。

こうしたことを踏まえて、教育委員会担当課や私立学校主管部課におかれては、感染者が発生した場合の積極的疫学調査の実施や濃厚接触者の特定に係る自治体の方針の決定について都道府県又は保健所設置市の保健衛生部局と連携するとともに、各学校や学校設置者におかれては、まず、当該学校に関する地域の自治体の取扱いを確認すること。

2. 学校において感染者が発生した場合の対応

- ・ 学校衛生管理マニュアル第4章2においては、学校において児童生徒等や教職員の感染が判明した場合について、保健所による感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査に協力することなどを示しているが、地域の自治体における濃厚接触者の特定等の取扱いによっては、保健所等による濃厚接触者の特定等が実施されないこととなる。
- ・ ただし、同時に多数の感染者が発生し、感染拡大の場となっている可能性がある状況や、基本的な感染対策を行わずに飲食を共にするなど感染リスクの高い場合等、さらなる感染対策の必要性が認められる場合には、地域の実情に応じ、保健所等と連携を図ることを検討すること。
- ・ 学校で感染者と接触があったことのみを理由として、児童生徒等や教職員に対して登校や出勤を制限する必要はないこと。ただし、寮等において感染者と同室である場合等には別紙事務連絡1（1）のとおり同一世帯内の濃厚接触者として特定される可能性があることに留意すること。
- ・ 学校で感染者と接触（感染者の感染可能期間（発症2日前～）の接触）があった児童生徒等や教職員は、接触のあった最後の日から一定の期間（目安として7日間）は高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方との接触やそうした方々が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等感染リスクの高い行動を控えるように指導すること。また、症状がある場合には、速やかに医療機関を受診することを促すこと。
- ・ このほか、オミクロン株が主流の間における学校において感染者が発生した場合の臨時休業等の対応については、本日付け事務連絡「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインのオミクロン株に対応した運用に当たっての留意事項について（更新）」を参照すること。

3. 濃厚接触者や、感染者と感染対策を行わずに飲食を共にしたもの等の出席停止等

- ・ 学校衛生管理マニュアルにおいては、濃厚接触者の出席停止等について、例えば第4章2②において以下のとおり記載している。

第4章 感染が広がった場合における対応について

2. 学校において感染者等が発生した場合の対応について

②感染者や濃厚接触者等の出席停止

（略）濃厚接触者に対して出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間とします。感染者や濃厚接触者が教職員である場合には、病気休暇等の取得、在宅勤務や職務専念義務の免除等により出勤させない扱いとします。

ここでいう濃厚接触者については、保健所等により濃厚接触者として特定された者を指すこと。また、出席停止等の期間については、濃厚接触者として待機を求められている期間として運用すること。(令和4年1月31日付け事務連絡「『新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について』の周知について」の更新。)

- このほか、学校で感染者と接触（感染者の感染可能期間（発症2日前～）の接触）があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にしたもの等は、一定期間出席停止等の措置をとること。

<本件連絡先>

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課 03-5253-4111(内2918)

事務連絡
令和4年3月16日
令和4年3月22日一部改正

各 〔 都道府県
保健所設置市
特別区 〕 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

B.1.1.529系統（以下「オミクロン株」という。）の感染急拡大が確認された場合の濃厚接触者の取扱い等については、令和4年1月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」等で、積極的疫学調査については、「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」（国立感染症研究所）等でお示ししてきたところです。

オミクロン株については、感染・伝播性やその倍加速度が高い一方、重症化率は低い可能性が示唆されるなど、その特徴が徐々に明らかになってきました。従来株と比べて潜伏期間と発症間隔が短いオミクロン株の特徴を踏まえ、感染状況など地域の実情に応じて、自治体の判断により、全ての感染者に対する濃厚接触者の特定を含む積極的疫学調査を行わない場合は、下記の通り、感染するリスクの高い同一世帯内や、重症化リスクの高い方が入院・入所している医療機関や高齢者施設等を対象に濃厚接触者の特定や行動制限を含めた積極的疫学調査を集中的に実施することとしますので、管内市町村、関係機関等への周知をお願いいたします。なお、迅速な積極的疫学調査の実施及び濃厚接触者の特定が可能な場合には、オミクロン株であっても一定の感染拡大防止効果は期待できるため、感染者数が低水準である等保健所による対応が可能な自治体については、引き続き幅広く積極的疫学調査の実施及び濃厚接触者の特定を行うことを妨げるものではありません。

なお、本事務連絡は本日より適用することとし、濃厚接触者の待機期間の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」等に関わらず、本事務連絡を適用いたします。

Q&Aの追加と一部修正を行いました。

(主な改正箇所は太字下線)

記

1. 感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定と行動制限について

オミクロン株については、

- ・感染・伝播性が高く、潜伏期間と発症間隔が短いため、感染が急拡大し、それに伴い濃厚接触者が急増することから、その全てにこれまでと同様の一律の対応を行うことは、保健所機能そして社会経済活動への影響が非常に大きい、
- ・一方で、高齢者は若年者に比べて重症化する可能性が高いことから、高齢者等への感染が急速に拡がると重症者数が増加し、医療提供体制のひっ迫につながるおそれがある

といった特徴がある。

このため、今後、オミクロン株が感染の主流の間は、感染者との接触場所等によって、その後の感染リスクや更なる感染拡大の防止の効果、重症化リスクのある者への波及の可能性、行動制限による社会経済活動への影響が異なることを踏まえ、濃厚接触者の特定や行動制限及び積極的疫学調査の実施方針について、以下（1）～（5）のとおりお示しする。自治体においては、感染状況など地域の実情に応じて、管内におけるオミクロン株の特徴を踏まえた方針を検討の上、住民その他の関係者にその結果、実施することとなった取扱いについて適切に周知をお願いする。都道府県におかれては、保健所設置市とも連携の上、対応をお願いする。また、当該方針については、決定後速やかに厚生労働省の下記連絡先に報告をお願いする。

(連絡先)

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

戦略班・保健班

(1) 同一世帯内で感染者が発生した場合

a. 基本的な考え方

同一世帯内の同居者の二次感染率は、その他の濃厚接触者の二次感染率より高いと考えられる。また、同一世帯内においては感染の情報が迅速に共有され、オミクロン株が主流である中であっても、濃厚接触者の特定・行動制限を求める意義は大きく、一定の効果が見込まれる。

他方で、一般的な世帯は集団の規模としては事業所等に比べ小さいものの、二人以上の世帯に属する者の数は多く、同一世帯内感染が広がり、濃厚接触者

が増加すれば、社会経済活動への影響は大きいことに配慮する必要がある。

b. 具体的な取扱い

- ・同一世帯内で感染者が発生した場合は、保健所等による濃厚接触者の特定・行動制限を求める。ただし、濃厚接触者の特定に当たっては、一律に聴取り等を行う必要はなく、同一世帯内の全ての同居者が濃厚接触者となる旨を感染者に送付するメッセージにその旨を盛り込み周知する等の方法により感染者に伝達すること等をもって濃厚接触者として特定したこととするは可能である。
- ・オミクロン株の特徴を踏まえ、同一世帯内において感染が疑われる事例が生じた場合には、何よりも迅速に感染拡大防止対策を講じることが必要であり、検査結果の判明や保健所等からの連絡を受けるまでの間においても、自主的な対策を速やかにとつていただくことをあらかじめ住民等に対して周知していただくようお願いする¹。
- ・特定された濃厚接触者の待機期間は、当該感染者の発症日（当該感染者が無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、7日間（8日目解除）とする（※1）が、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査（※2）で陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かに関わらず、5日目から解除を可能とする。また、この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しない。
- ・上記いずれの場合であっても、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方（以下「ハイリスク者」という。）との接触やハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関（以下「ハイリスク施設」という。）への不要不急の訪問（※3）、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求めることとする。

※1 ただし、当該同一世帯等の中で別の同居者が発症した場合は、改めてその発症日（当該別の同居者が無症状の場合は検体採取日）を0日目として起算する。また、当該感染者が診断時点で無症状病原体保有者であり、その後発症した場合は、その発症日を0日目として起算する。

※2 抗原定性検査キットは自費検査とし、薬事承認されたものを必ず用いること。令和4年1月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策

¹ 具体的な対策のメッセージとして、厚生労働省において以下のポスターを作成しており、参考にされたい。

・家族が新型コロナウイルスに感染した時に注意したいこと <https://www.mhlw.go.jp/content/000835169.pdf>

・お子さまが新型コロナウイルスに感染した際の対応について <https://www.mhlw.go.jp/content/000883759.pdf>

推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」に基づき、事業者が社会機能維持者に使用するために購入した抗原定性検査キットを活用することは差し支えない。なお、無症状者に対する唾液検体を用いた抗原定性検査キットの使用は推奨されていないため、抗原定性検査キットを用いる場合は鼻咽頭検体又は鼻腔検体を用いること（なお、自己採取する場合は鼻腔検体を推奨している）。また、事業主は業務の必要性を適切に判断し、業務に従事させる必要があると判断する場合には事業主として検査体制を確保するなど、従業員に過度の負担を強いることのないよう配慮すること。

※3 受診等を目的としたものは除く。

(2) 事業所等（(3) 及び(4) の施設を除く）で感染者が発生した場合

a. 基本的な考え方

同一世帯内以外の事業所等（(3) 及び(4) の施設を除く。以下同じ。）において濃厚接触者が感染している確率は、同一世帯内の濃厚接触者が感染している確率と比べ、低いと考えられる。また、各業界、事業所等における感染防止対策が徹底している場合、感染者が発生しても、事業所等で感染が拡大しないケースもある。さらに、これまでの基本的な感染対策の積み重ねなどにより、国民自らが状況に応じて、自主的な感染対策を講じることも期待される。

他方、事業所等で濃厚接触者とされた者の一律の行動制限の実施は、従事者の不足等に繋がる恐れがあり、社会経済活動への影響が大きくなるおそれがある。

このため、オミクロン株が主流である中において、事業所等における感染拡大防止対策は、社会経済活動の維持との両立の観点でバランスを取ることが求められる。

b. 具体的な取扱い

- ・保健所等による積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限は求めない。
このため、必ずしも行政検査の対象とはならない。
- ・ただし、同時に多数の感染者が発生し、感染拡大の場となっている可能性がある状況や、基本的な感染対策を行わずに飲食を共にするなど感染リスクの高い場合等、さらなる感染対策の必要性が認められる場合における保健所等による調査や、感染対策の協力要請の実施を行うことは可能である。
- ・上記を踏まえ、住民や事業所等に対しては、感染者が発生した場合に、状況に応じて自主的な感染対策を徹底いただくこととし、以下の点を十分に周知するようお願いしたい。
 - 同一世帯内以外の事業所等で感染者と接触があったことのみを理由として、出勤を含む外出を制限する必要がないこと。
 - 事業所等で感染者と接触（※）があった者は、接触のあった最後の日から一

定の期間（目安として7日間）はハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等感染リスクの高い行動を控えるよう、事業所内に周知すること。また、症状がある場合には、速やかに医療機関を受診することを促すこと。

➤事業所等で感染者と接触（※）があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にしたもの等は、一定期間（例えば、5日間の待機に加えて自主的に検査など）の外出自粛を含めた感染拡大防止対策をとること。

- ・感染状況等に応じて、一般に、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求めることとする。

※ 「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」（国立感染症研究所）を踏まえた感染者の感染可能期間（発症2日前～）の接触

（3）ハイリスク施設で感染者が発生した場合

a. 基本的考え方

オミクロン株においては、重症化リスク因子のない若年層が重症化する率は低く、重症例や死亡例の多くは高齢者であり、ハイリスク者が多数入院・入所するハイリスク施設では、感染拡大時の影響が大きくなりうることから、他の事業所等に比べて感染拡大防止策を強化する必要がある。

こうした場においては、オミクロン株が主流である中であっても、積極的疫学調査の実施及び濃厚接触者の特定・行動制限を求める意義は大きく、早期の介入により一定の感染拡大防止の効果が見込まれる。

他方で、積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者を特定し、行動制限を行うことにより、事業継続が困難となり、ひいては医療提供体制のひっ迫につながりうることに配慮する必要がある。

b. 具体的な取扱い

- ・**保健所等**による迅速な積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者の特定・行動制限及び当該ハイリスク施設内の感染対策の助言を求める。
- ・特定された濃厚接触者の待機期間は、最終曝露日（感染者との最終接触等）から7日間（8日目解除）とするが、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査（（1）bの※2参照）で陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かに関わらず、5日目から解除を可能とする。また、この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しない。
- ・上記いずれの場合であっても、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問（（1）bの※3参照）、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、

マスクを着用すること等の感染対策を求めることとする。

- ・濃厚接触者となった従事者は、待機期間中においても、一定の条件の下、毎日の検査による陰性確認によって、業務従事を可能とする（別途示す事務連絡を参照）。確認に必要な抗原定性検査キットは、自治体や団体等が希望数量をとりまとめて入手することも可能であることなど、入手方法については、担当部局宛に別途連絡する。
- ・早期探知・早期対応・早期治療が重症者の抑制に重要であることを改めてハイリスク施設に周知する。

(4) 保育所（地域型保育事業所及び認可外保育施設を含む）、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校及び放課後児童クラブで感染者が発生した場合

a. 基本的考え方

保育所（地域型保育事業所及び認可外保育施設を含む）、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校及び放課後児童クラブ（以下「保育所等」という。）においては、同一世帯内以外の事業所等と同様に、同一世帯内と比べて濃厚接触者が感染している確率は必ずしも高くないと考えられる一方で、特に保育所や幼稚園等の乳幼児については、同一世帯以外の事業所等の場合と比べると、マスク着用など基本的な感染対策の徹底が、困難と考えられ、引き続き、感染防止対策の内容等に応じて自治体による柔軟な対応が必要である。

また、保育所等の従事者（保育士・幼稚園教諭・小学校教諭等）が濃厚接触者となり、就業できずに、休園・休校等となった場合に、その対象となった子どもの育児のために保護者が欠勤せざるを得なくなり、社会経済活動への影響が大きくなるおそれがある。

b. 具体的な取扱い

- ・濃厚接触者の特定・行動制限については、都道府県又は保健所設置市の保健衛生部局と市町村の児童福祉部局等、都道府県及び市町村の教育委員会又は都道府県私立学校主管部局（以下単に「児童福祉部局等」という。）が連携して、上記（2）又は（3）の取扱いを参考に、自治体毎にあらかじめ感染者が発生した場合の積極的疫学調査の実施や濃厚接触者の特定に関する方針を決定しておくことが望ましい。その際、未就学児と小学生でマスク着用等の基本的な感染防止対策の実施に差異が生じることもあるため、当該感染防止対策の水準に応じて、それぞれ方針を決定することも考えられる。
- ・上記方針により濃厚接触者の特定を行う場合には、当該特定された濃厚接触者の待機期間は、（3）bのハイリスク施設の濃厚接触者の待機期間と同様の取扱いとする。

- ・濃厚接触者となった従事者は、待機期間中においても、一定の条件の下、毎日検査による業務従事を可能とする（別途示す事務連絡を参照）。確認に必要な、抗原定性検査キットは、自治体等が希望数量をとりまとめて入手することも可能であることなど、入手方法については児童福祉部局等宛に別途連絡する。
- ・感染者の発生により施設を休園・休校せざるを得ない場合であっても、できる限りその範囲と期間を限定できるよう検討するとともに、保護者の就労継続が可能となるよう、一部休園や代替保育等により保育機能を継続する取組を推進する（児童福祉部局等宛に別途連絡する）。

（5）集団感染（クラスター）が発生した場合

a. 基本的な考え方

事業所等の中で同時に5名以上の集団感染が発生した場合等においては、限られた空間におけるなんらかの感染拡大要因の存在が疑われ、早期の保健所の介入による一定の感染拡大の防止は期待される。

b. 具体的な取扱

- ・従来通り感染状況に応じて、都道府県等の判断により積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者の特定・行動制限を求める。
- ・特定された濃厚接触者の待機期間は、（1）～（4）のbに示した取扱を参考に、感染拡大の原因として考えられる要因を踏まえて個別に判断する。
- ・特に高齢者・障害児者の通所・訪問系事業所など（3）には該当しないもののハイリスク者の感染拡大が想定される場で感染者が発生した場合には、更なる感染拡大を防止できるよう、十分留意して対応することとする。
- ・クラスターと認定される前段階で、保健所が自治体本庁における感染対策部門と情報共有の上、厚生労働省のクラスター対策班や国立感染症研究所の実地疫学専門家養成プログラム（FETP）の自治体への相談支援が可能となるよう、連携を確保する。

2. 積極的疫学調査の実施について

（1）基本的な考え方

a. 従来の方法

従来 of 積極的疫学調査については、「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」（以下「実施要領」という。）等に基づき、感染症法第12条に基づく医師の届出（以下「発生届」という。）を起点として、届出のあった感染者の全例について、①感染源の推定（後向き調査）や②濃厚接触者の調査（前向き調査）の2つの調査を組み合わせて幅広く実施することにより、クラスターの連鎖を防ぎ、感染拡大を防止することを主な目的としている。こ

これらの調査を通じて、感染経路や世代時間などウイルスの基本的な特性を把握することも、目的とされている。

また、感染拡大時には、ハイリスク施設や感染リスクの高い場に関する行動歴の聴取に重点化することや、事業所等で濃厚接触候補者のリストをとりまとめ保健所等に提出し、濃厚接触者を特定することを可能としている。

調査の実施に当たっては、自治体からの要請に応じて国立感染症研究所のクラスター対策専門家を派遣し、技術的な支援を行っている。また、変異ウイルスの出現等に伴う知見の収集を目的とした深堀調査について、国立感染症研究所から自治体への調査の必要性について打診を行うこともある。

b. オミクロン株の特徴を踏まえた取扱い

他方で、オミクロン株については、

- ・従来株と比べて潜伏期間と発症間隔が短いなどオミクロン株に関する性質等が明らかになってきており、感染拡大時には、濃厚接触者の特定と待機の有効性が低下している
- ・特に都市部において、患者数が急増し、全ての患者への聴取りの実施が困難である

といった特徴がある。

このため、同株が主流の間は、引き続き多くの患者が発生することを前提として、「実施要領」等の記載にかかわらず、

- ① 調査を集中的に実施することにより、ハイリスク施設の感染拡大防止を徹底する
- ② 課題や必要性に応じて調査を行う人的資源を確保し、効果的な感染防止対策に繋げる

ことを基本として、積極的疫学調査を実施する。特に①の重点実施はハイリスク者の命と健康を守るために極めて重要であり、遺漏のないように取り扱うことが求められる。具体的には、以下（２）及び（３）に示すとおり、上記ハイリスク施設については、積極的疫学調査と濃厚接触者の特定により施設内の感染拡大を抑える効果が期待できるため、感染症法第 15 条に基づく当該ハイリスク施設からの報告に基づき都道府県等が感染発生初期から積極的に調査を実施する。また、②の調査は、（４）のとおり実施する。

ただし、感染者が少ない地域など都道府県等が従来の方法により迅速に積極的疫学調査を実施できる場合には、引き続き、幅広く実施することは可能である。また、新たな変異株が発生した場合には、当該変異株の特徴を踏まえ対応することとなることも想定しておくことが必要である。厚生労働省のクラスター対策班や国立感染症研究所の实地疫学専門家養成プログラム（FETP）の派遣による支援は、引き続き実施するので、積極的に活用されたい。自治体においては、感染状況など地域の実情に応じて、管内におけるオミクロン株の特徴を

踏まえた積極的疫学調査の方針について検討の上、住民その他の関係者にその結果、実施することとなった取扱を適切に周知するものとする。また、当該方針については、1の濃厚接触者の特定及び行動制限の方針と併せて、決定後速やかに厚生労働省に報告をお願いする（連絡先は1の柱書きに記載の通り）。

（2）発生届に基づく保健所等の対応

発生届が提出された場合には、感染者に対し、保健所等からの初回の連絡や健康観察を行うこととなるが、その際の取扱は以下の通りとする。

- ・感染者本人に対しては、従来通り、HER-SYS等のシステムを積極的に用いて、重症化リスクの高い感染者に重点的に連絡を行っていただきたい（既に各自治体で行っている効果的な連絡方法等の仕組みがある場合はそれを妨げるものではない）。（※）
- ・発生届又は感染者自らがMy HER-SYSの「健康調査」に入力した内容により、年齢、重症化リスク因子、ワクチン接種歴等、重点的に健康観察を行う対象であるか否かの判断が可能な場合、聴取り調査は必ずしも行う必要はない。また、積極的疫学調査として、感染者に対し、濃厚接触者の特定のための詳細な聴取り調査についても必ずしも行う必要はない。
- ・感染者と同一世帯内の同居者がいる場合を想定し、詳細な聴取り調査を行うことなく、一律、当該同居者は濃厚接触者として取り扱うこととする旨、伝達する。当該同居者である濃厚接触者には、適切な周知資料等も用いながら、感染者を通じること等により、1（1）bで示した行動制限の内容等を周知するよう、当該感染者に求めることとする。この際、自治体では、感染対策の継続の重要性やどのようなときに受診するか等の基本的な対策について、周知・伝達するよう努めること。
- ・上記同居者に、高齢者など重症化リスクが高い方がいる場合には、体調の変化に応じて速やかに医療機関を受診すること等についても周知すること。

※発生届や感染者の健康観察等の取扱については従前通りであり、令和4年2月9日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応に係る保健所等による健康観察等について」を参照。

（3）ハイリスク施設からの報告に基づく都道府県等及び都道府県感染制御・業務継続支援チーム等の対応

発生届とは別に、以下の通りハイリスク施設からの報告を求め、都道府県及び都道府県感染制御・業務継続支援チーム等による調査を集中的に実施することにより、ハイリスク者との間での感染拡大を防止する。

また、感染者の発生が少数である段階においては、感染者と一定の接触があっ

た者について、入居者であれば別室対応とし、従業員であれば出勤を見合わせるなど、保健所と連携して、事業所毎に事前に方針を定めておくことが望ましい。

- ・ハイリスク施設から都道府県等又は都道府県感染制御・業務継続支援チーム等への報告に当たっての基準等は以下のとおりとする。

【条件】 ハイリスク施設において、従業者や入居者の別を問わず、感染者が1名以上発生した場合に行うこと（ただし、感染可能期間にハイリスク施設に出勤・入院・入所等をしていない者のみの感染の場合など当該ハイリスク施設において感染拡大につながらないと判断した場合は除く）

【方法】 報告は、以下の項目を参考にして求めること（ただし、既に各自治体で行っている効果的な連絡方法等の仕組みがある場合はそれを活用されたい）。

- ・感染管理の体制の有無と具体的な体制の内容（自施設のみではなく、他施設からの応援体制も含む）
- ・従業者及び入所者のワクチン接種状況（回数と最後の接種日）
- ・施設の利用者への対応状況
- ・濃厚接触者の特定の有無及び人数（施設の利用者数も含めて収集）

【留意点】 ただし、都道府県等から調査が行われる前に2例目以降が発生し、感染拡大防止のために特に都道府県等の関与が必要と認められる場合には、当該施設は、都道府県等に対してその旨の連絡を行うものとする。

- ・ハイリスク施設からの報告に基づき、都道府県等は当該ハイリスク施設に連絡し（あらかじめ感染者が出た場合の対応を都道府県等とハイリスク施設において協議している場合はこの限りではない。）、必要に応じて積極的疫学調査を行う。具体的には、都道府県等は、従来通り感染者からの行動歴の聴取や、施設全体の検査などの調査を実施する。また、必要に応じて、都道府県感染制御・業務継続支援チーム等クラスター対策の専門家と連携して対応すること。また、調査の実施において、人材が不足している場合には、自治体間で広域に連携し、感染対策の専門家の派遣により、人材確保に努めること。
- ・濃厚接触者には、ハイリスク施設の感染拡大の防止を徹底するため、従来通り適切な管理（初期スクリーニングとしての全数検査や健康観察の実施、外出自粛等の要請）を都道府県等から求める。なお、1（3）及び（4）で示したとおり、必要な医療を継続するため、従事者について、一定の条件の下で毎日検査により出勤することは可能とする。

（4）課題や必要性に応じて保健所等が行う調査

上記（2）及び（3）のほか、地域の感染状況を踏まえつつ、公衆衛生・医療

上の課題や必要性に応じて、積極的疫学調査を行う。

具体的には、変異ウイルスによってもたらされる臨床像や疫学状況が異なる可能性がある場合、感染が下げ止まった場合の理由の探索、場所や年齢に応じた特徴的な感染が多発する場合などの理由の探索、などが想定される。

<本事務連絡に関する Q&A>

- Q1 「1. (2) 事業所等 ((3) 及び (4) の施設を除く) で感染者が発生した場合において、保健所等が引き続き濃厚接触者の特定・行動制限を行った場合には、当該濃厚接触者の待機期間は、「1. (1) 同一世帯内で感染者が発生した場合」における濃厚接触者と同様の取扱いでよいか。 13
- Q2 自治体の判断で、全ての感染者に対する濃厚接触者の特定を含む積極的疫学調査を行わない場合に、「感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について」(令和3年6月4日事務連絡)に基づいて、保健所業務の補助として事業所に濃厚接触者等の候補範囲の提示を依頼し、濃厚接触者の特定等を行っても良いか。 13
- Q3 濃厚接触者について、社会機能維持者以外の者も抗原定性検査キットで待機期間の短縮が可能となったが、これまでの社会機能維持者に該当しない濃厚接触者が所属する事業者が、当該濃厚接触者の待機期間の短縮のために、事業者として医薬品卸売販売業者から抗原定性検査キットを購入する場合はどのようにすれば購入できるのか。 13
- Q4 保健所等による対応が可能で、引き続き、幅広く濃厚接触者の特定を行う場合、当該濃厚接触者の待機期間の取扱いはどのように扱えばよいのか。 14**

Q1 「1. (2) 事業所等 ((3) 及び (4) の施設を除く) で感染者が発生した場合において、保健所等が引き続き濃厚接触者の特定・行動制限を行った場合には、当該濃厚接触者の待機期間は、「1. (1) 同一世帯内で感染者が発生した場合」における濃厚接触者と同様の取扱いでよいか。

差し支えありません。

(参考) 本事務連絡 1. (1) 同一世帯内で感染者が発生した場合<抜粋>

・特定された濃厚接触者の待機期間は、当該感染者の発症日(当該感染者が無症状(無症状病原体保有者)の場合は検体採取日)又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、7日間(8日目解除)とする(※1)が、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査(※2)で陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かに関わらず、5日目から解除を可能とする。また、この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しない。

・上記いずれの場合であっても、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方(以下「ハイリスク者」という。)との接触やハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関(以下「ハイリスク施設」という。)への不要不急の訪問(※3)、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求めることとする。

Q2 自治体の判断で、全ての感染者に対する濃厚接触者の特定を含む積極的疫学調査を行わない場合に、「感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について」(令和3年6月4日事務連絡)に基づいて、保健所業務の補助として事業所に濃厚接触者等の候補範囲の提示を依頼し、濃厚接触者の特定等を行っても良いか。

自治体の判断で全ての感染者に対する濃厚接触者の特定を含む積極的疫学調査を行わない場合に、事業所に濃厚接触者等の候補範囲の提示を依頼することは想定していません。なお、保健所による対応が可能で、引き続き、幅広く積極的疫学調査を実施する自治体が、感染拡大地域であるなど、事業所に保健所業務の補助を依頼することが感染拡大防止の観点から、保健所が直接行うより効果的と判断する場合はこの限りではありません。

Q3 濃厚接触者について、社会機能維持者以外の者も抗原定性検査キットで待機期間の短縮が可能となったが、これまでの社会機能維持者に該当しない濃厚接触者が所属する事業者が、当該濃厚接触者の待機期間の短縮のために、事業者として医薬品卸売販売業者から抗原定性検査キットを購入する場合はどのようにすれば購入

できるのか。

濃厚接触者が所属する事業者が、待機期間短縮のために、抗原定性検査キットを医薬品卸売販売業者から入手する場合には、別添の確認書（「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）の別添の確認書を準用したもの）を使用することとし、事業者が医薬品卸売販売業者から入手する場合は、当該確認書を同卸売販売業者に提出してください。その際、「社会機能維持者である濃厚接触者」については「事業者の業務に従事する濃厚接触者」に読み替えて適用します。なお、入手に当たっては、必要と想定される量を勘案して購入することとしてください。また、地域の状況により、医薬品卸売業者からの購入が困難な場合等には、確認書を提出し、薬局から購入することも差し支えありません。

※ 厚生労働省の HP に、一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売業者等のリストを掲載しており、参考にしてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00296.html

Q4 保健所等による対応が可能で、引き続き、幅広く濃厚接触者の特定を行う場合、当該濃厚接触者の待機期間の取扱いはどのように扱えばよいのか。

（同一世帯内で感染者が発生した場合）

本事務連絡の1（1）bの同一世帯内の濃厚接触者の待機期間と同様の取扱いとしてください。

具体的には、濃厚接触者の待機期間は、感染者の発症日（当該感染者が無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、7日間（8日目解除）としますが、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かに関わらず、5日目から解除を可能とします。また、この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しません。

上記いずれの場合であっても、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求めることとします。

（同一世帯内以外で感染者が発生した場合）

本事務連絡の1（3）bのハイリスク施設の濃厚接触者の待機期間と同様の取扱いとしてください。

具体的には、濃厚接触者の待機期間は、最終曝露日（感染者との最終接触等）から7日間（8日目解除）としますが、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた

検査で陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かに関わらず、5日目から解除を可能とします。また、この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しません。

上記いずれの場合であっても、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求めることとします。

抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書

- ① 検査管理者が研修を受講していることを確認して、リスト化しています。
 - ※ 研修については、厚生労働省の HP で公開される以下の WEB 教材の関連部分を学習します。
 - ・ 医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン
 - ・ 理解度確認テスト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html
- ② 抗原定性検査キットは、社会機能維持者である濃厚接触者に対する検査にのみ使用します。
- ③ 検査管理者が、受検者に対し、検査の実施方法等について別紙を活用し説明するとともに、理解を得たことを確認します。また、検査の実施に当たっては、可能な限りオンラインで立ち会い・管理下において実施するほか、検査結果は必ず確認します。
- ④ 検査管理者が、受検者に対し、抗原定性検査キットを使用した検査の結果が陽性となった場合、医療機関への受診を促すとともに、その診断結果を確認します。
- ⑤ 検査結果が陰性だった場合にも、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控えるように求めます。

以上①から⑤までについて間違いがないことを確認しました。

確認日：

令和 年 月 日

確認者（抗原定性検査キット購入者）：

株式会社〇〇〇〇

確認者の住所：

〇〇県〇〇市〇〇

1 使用にあたって

- ① **あらかじめ検査に関する注意点、使い方等を勉強してから検査を実施**します。

(参考) 検査に関する注意点、使い方等

以下の3に記載する「一般的な検査手順と留意点」に加えて、厚生労働省が以下のホームページで公開するWEB教材を参考にするとともに、各製品の添付文書における使用方法や使用するキットを製造するメーカーの提供するパンフレットや動画資料を必ず確認・理解した上で、検査を実施してください。

厚生労働省関連HP

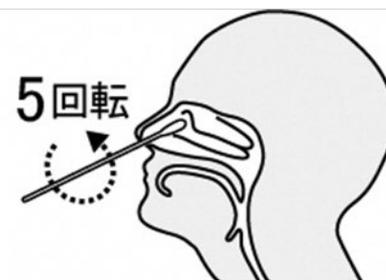
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html



- ② **鼻腔ぬぐい液を、自分で採取して検査を行います。**

- ・ 鼻から綿棒を2 cm 程度挿入し、5回転させ、5秒程度静置します。

鼻腔ぬぐい液採取



2 一般的な検査手順と留意点

<検体採取（鼻腔ぬぐい液の自己採取）>

- ① 鼻孔（鼻の穴の入り口）から2 cm 程度綿棒を挿入する
- ② 綿棒を鼻の内壁に沿わせて5回程度回転させる
- ③ 5秒程度静置し、引き抜く
- ④ 綿棒が十分に湿っていることを確認する

※同居人等がいる場合は、被検者は、他者と向き合わない方向を向くか、他者とガラス等により隔てられた位置に移動して実施します。

※他者による検体採取は感染等のリスクを伴う可能性があり、また、鼻咽頭（鼻の奥）ぬぐい液の自己採取は危険かつ困難であるため、鼻腔ぬぐい液の自己採取によって行います。

<試料調製>

- ① 採取後ただちに綿棒をチューブに浸す
- ② 綿棒の先端をつまみながら、チューブ内で綿棒を 10 回程度回転させる
- ③ 綿棒から液を絞り出しながらチューブから綿棒を取り出し、綿棒を破棄する
- ④ 各キットに付属する蓋（フィルター、ノズル、チップ等）をチューブに装着する
- ⑤ 製品によってはそのまま一定時間静置する

<試料滴下>

- ① チューブから数滴（製品により異なる）、キットの検体滴下部に滴下する
- ② 製品毎に定められた時間（15 分～30 分程度）、キットを静置する

<結果の判定>

- 判定の方法については、各製品の添付文書に加えて、判定結果を示している実際のキットの写真が含まれている各製品のパンフレット、動画資料等を確認してください。
- 試料の滴下を行ってから判定を行うまでの時間は、製品毎に異なります。指定された時間を過ぎた場合、キット上に表示される結果が変わることがありますので、各製品の添付文書を確認し、特に陰性と判定する場合には、必ず指定された時間で判定してください。（陽性の判定については、指定された時間の前でも可能なキットもあります。）
- キット上に表示される結果が明瞭でなく、判定が困難な場合には、陽性であった場合と同様に取り扱ってください。
- 抗原定性検査の結果を踏まえて被験者が感染しているか否かについての判断が必要な場合は医師に相談してください。

3 検査後の対応

判定結果	対応
陽性	・速やかに医療機関を受診してください。
陰性	・7日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限りさけるとともに、引き続き、外出時のマスク着用、手指消毒等の基本的な感染対策を続けてください。

4 抗原定性検査キットの保管等

区分	取扱い方法
保管方法	常温（冷蔵保存の場合は、使用前に室温に戻してから使用）
廃棄方法	ご家庭等で使用したキット（綿棒、チューブ等を含む）を廃棄するときは、ごみ袋に入れて、しっかりしばって封をする、ごみが袋の外表面に触れた場合や袋が破れている場合は二重にごみ袋に入れる等、散乱しないように気を付けてください。 参考：新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方（リーフレット） http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/leaflet-katei.pdf